

「放課後子ども総合プラン」について 【説明資料】

平成26年11月12日

厚生労働省
文部科学省

「放課後子ども総合プラン」の全体像

(平成26年7月31日策定・公表)

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
 - ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
- ※小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
※放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
 - 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策などを記載し、計画的に整備
- ※行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化
 - ・実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
 - 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
 - 実施にあたっては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
 - 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



一体型の計画的な整備を推進するための具体的な方策

放課後子どもプランの推進（平成19年度から実施）

○放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進

【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等

【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が不十分、学校施設の活用が不十分 など

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で行うメリット

1. 学校の余裕教室等を活用することにより、児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、学校と連携した取組を推進
2. 放課後児童クラブの児童も含めた全ての児童を対象として充実した学習・体験プログラムを提供

一体型を推進するための具体的な方策

1. 市町村における新たな数値目標の設定

◆本年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針において、市町村行動計画に一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量等を新たに記載

2. 新たに設置される総合教育会議の活用（教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として新たに設置）

◆本年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、新たに設置される「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

3. 学校区毎の協議会を新たに設置

◆活動プログラムの企画段階から、両事業の関係者や学校関係者などが参画する場として新たに学校区毎の協議会を設置し、活動プログラムの内容や学校施設の活用等について具体的に検討

4. 学校の余裕教室等の徹底活用（新たに設置する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施【現在約52%】）

- ◆放課後に使用していない教室の一時的利用（ex:家庭科室や理科室、ランチルーム）を含めた利用促進及び地方公共団体での学校施設の活用に関する好事例を紹介
- ◆実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化

5. 魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実

- ◆大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画により、放課後児童クラブの児童も対象に、多様なかつ魅力的な学習・体験プログラムを提供